

令和2年5月15日

教員各位
事務系職員各位

危機管理委員会委員長
(学長)

緊急事態宣言の解除に伴う在宅勤務について

標記のことについて、鹿児島県を含む39県の緊急事態宣言が解除されたこと及びこれを受けた鹿児島県からの要請に伴い、先般通知しております「新型コロナウイルス感染症の感染防止等のための在宅勤務の実施について（令和2年4月22日通知）」に基づき、実施期間をしばらくの間継続いたします。

なお、各課・施設等においては、管理者及び関係部署等の判断により引き続き出勤者（非常勤職員を含む）を制限することとし、ソーシャルディスタンスを確保すること等に努めてください。また、これまでどおりの体調管理や県外への移動を控えること等については、引き続きご協力をお願いいたします。